

議案第 22 号

東京都板橋区後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 2 年 2 月 17 日

提出者 東京都板橋区長 坂 本 健

東京都板橋区後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

東京都板橋区後期高齢者医療に関する条例（平成 20 年板橋区条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項各号を次のように改める。

- (1) 第 1 期 7 月 1 日から同月 31 日まで
- (2) 第 2 期 8 月 1 日から同月 31 日まで
- (3) 第 3 期 9 月 1 日から同月 30 日まで
- (4) 第 4 期 10 月 1 日から同月 31 日まで
- (5) 第 5 期 11 月 1 日から同月 30 日まで
- (6) 第 6 期 12 月 1 日から同月 31 日まで
- (7) 第 7 期 1 月 1 日から同月 31 日まで
- (8) 第 8 期 2 月 1 日から同月 28 日まで（ただし、閏年は 29 日まで）

付 則

- 1 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正後の東京都板橋区後期高齢者医療に関する条例第 4 条第 1 項の規定は、令和 3 年度以後の年度分の保険料について適用し、令和 2 年度分までの保険料については、なお従前の例による。

（提案理由）

普通徴収に係る保険料の納期を改める必要がある。